

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告 示（選）

- 平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第百三十四号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………一
- 平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百十六号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………一
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………一
- ……………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………一
- 特定非営利活動法人の認定……………（同）……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………二
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二一一件）……………（同）……………三

### 告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百六十号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都北区第八支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団

体の収支報告書の要旨（平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第百三十四号）の一部を次のように訂正する。

平成二十八年十一月九日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都北区第八支部の部2支出総額の項中「9,383,877」を「8,989,877」に、「96,078」を「490,078」に改め、同部4支出の内訳の項中「8,916,927」を「8,522,927」に、「1,117,639」を「723,639」に改める。

### 東京都選挙管理委員会告示第百六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都北区第八支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百十六号）の一部を次のように訂正する。

平成二十八年十一月九日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都北区第八支部の部1収入総額の項中「5,506,478」を「5,900,478」に、「96,078」を「490,078」に改め、同部2支出総額の項中「93,280」を「487,280」に改める。

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認

証の申請があったので、同法第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生態工房

三 代表者の氏名

安部 邦昭

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵野市吉祥寺本町四丁目九番二十二号 フラットK一〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、社会に対して、自然環境の保全、再生、管理、教育、活用、研究に関する事業を行い、自然環境の保全の推進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人犯罪被害者緊急支援機構

三 代表者の氏名

天野 頼親

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区南池袋二丁目四十一番十二号 池袋セントラル四〇五

五 定款に記載された目的

この法人は、犯罪被害者及びその関係者等に対する相談受託及び情報提供を通じてその抱える悩みや不安を共有し、犯罪被害から立ち直るための支援を行うと共に、犯罪被害者保護シェルターの運営や警察・法廷等への付添支援等を行い、もって更なる犯罪被害の予防及び犯罪被害の回復に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本ホームインスペクターズ協会

三 代表者の氏名

長島 修

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区桜丘町二十九番二十四号 桜丘リージェンシー〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、ホームインスペクションの普及・啓発に関する事業、ホームインスペクターの育成及び支援に関する事業等を行い、経済活動の活性化と消費者の保護を図り、広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人F P 武蔵野グループ

三 代表者の氏名

今村 幸雄

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵野市西久保一丁目十番九号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、ファイナンシャルプランニング(以下「FP」という。)の重要性を啓蒙し、普及すると共にFPのサービスを提供して、市民の資産形成、運用、管理を支援し、社会全体の利益増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人なぎさ虹の会

三 代表者の氏名

池山 恭子

四 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区南葛西七丁目二番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、外出支援、家事援助、介護支援、子育て支援等の支援事業や食事会・喫茶室・健康増進教室の開催等の介護予防事業さらには訪

問介護などの介護保険事業等の各種事業を行い、誰もが安心して暮らせるまちづくりを通じて、こころ豊かな福祉社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人市民シンクタンクひとまち社

二 代表者の氏名

工藤 春代

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区歌舞伎町二丁目十九番十三号 ASKビル六階

四 認定の有効期間

平成二十八年十月二十一日から平成三十三年十月二十日まで

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店

舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年十一月九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十八年十一月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称)青梅今井PJ
- 二 店舗所在地 青梅市今井三丁目十番二ほか
- 三 設置者名 大和ハウス工業株式会社
- 四 設置者住所 大阪府大阪市北区梅田三丁目三番五号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ベルクほか未定
- 六 新設をする日 平成二十九年七月一日
- 七 店舗面積の合計 六千二百六十平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗北西側ほか 三百二十二台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗南側ほか 百九十七台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 百七十二平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 三十二・九六立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午前零時ほか

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二箇所 店舗南西側ほか

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

十七 届出日 平成二十八年十月二十七日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 平成二十八年十一月九日から平成二十九年三月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年十一月九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十八年十一月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 国分寺ターミナルビル
- 二 店舗所在地 国分寺市南町三丁目二十番三号
- 三 設置者名 JR東京西駅ビル開発株式会社
- 四 設置者住所 八王子市旭町一番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 石山 恵司
- 六 変更後の設置者の代表者名 清水 公男
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社丸井ほか七十二名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社丸井ほか五十名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社丸井ほか十五名
- 十 変更前の小売業者の住所 杉並区高円寺北二丁目六番一号(株式会社キャン)ほか
- 十一 変更後の小売業者の住所 岡山県岡山市北区幸町二番八号(株式会社キャン)ほか
- 十二 変更前の小売業者の代表者名 青井 浩(株式会社丸井)ほか

<p>十三 変更後の小売業者の代表者名 佐々木 一 (株式会社丸井) ほか</p> <p>十四 変更日 平成二十八年八月十九日ほか</p> <p>十五 届出日 平成二十八年十月七日</p> <p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十七 縦覧期間 平成二十八年十一月九日から平成二十九年三月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名 (団体にあっては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所 (団体にあっては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年十一月九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号) に到着するように提出してください。</p> <p>平成二十八年十一月九日</p>	<p>一 店舗名 東京都知事 小池 百合子</p> <p>二 店舗所在地 国分寺ターミナルビル</p> <p>三 設置者名 国分寺市南町三丁目二十番三号</p> <p>四 設置者住所 J R 東京西駅ビル開発株式会社</p> <p>五 変更前の開店時刻 八王子市旭町一番一号</p> <p>六 変更後の開店時刻 午前十時。ただし、年間六十日に限り午前九時三十分ほか</p> <p>七 変更前の閉店時刻 午前十時</p> <p>八 変更後の閉店時刻 午後九時ほか</p> <p>九 変更前の閉店時刻 午後九時ほか</p> <p>十 変更後の閉店時刻 午後十一時ほか</p> <p>十一 変更後の来客が駐車場を利用することができるとする時間帯 午前九時から午後十一時三十分まで</p> <p>十二 変更後の来客が駐車場を利用することができるとする時間帯 午前九時から午後十一時三十分まで</p> <p>十三 変更後の来客が駐車場を利用することができるとする時間帯 午前九時から午後十一時三十分まで</p> <p>十四 変更後の来客が駐車場を利用することができるとする時間帯 午前九時から午後十一時三十分まで</p> <p>十五 変更後の来客が駐車場を利用することができるとする時間帯 午前九時から午後十一時三十分まで</p> <p>十六 変更後の来客が駐車場を利用することができるとする時間帯 午前九時から午後十一時三十分まで</p>
<p>一 店舗名 MI 新宿ビル本館</p> <p>二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目二十九番一号</p>	<p>一 縦覧期間 平成二十八年十一月二十五日</p> <p>二 届出日 平成二十八年十月七日</p> <p>三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>四 縦覧期間 平成二十八年十一月九日から平成二十九年三月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>三 設置者名 株式会社三越伊勢丹ほか一名</p> <p>四 設置者住所 新宿区新宿三丁目十四番一号ほか</p> <p>五 変更前の開店時刻 午前八時。ただし、年間二十日に限り午前七時ほか</p> <p>六 変更後の開店時刻 午前八時。ただし、年間二十日に限り午前七時ほか</p> <p>七 変更前の閉店時刻 午後十時</p> <p>八 変更後の閉店時刻 午後十一時ほか</p> <p>九 変更前の来客が駐車場を利用することができるとする時間帯 午前九時から午後十時三十分まで。ただし、年間二十日に限り午前七時三十分から午後十時三十分まで</p> <p>十 変更後の来客が駐車場を利用することができるとする時間帯 午前七時三十分から午後十一時三十分までほか。ただし、年間二十日に限り午前六時三十分から午後十一時三十分までほか</p> <p>十一 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前八時から午後六時三十分まで</p> <p>十二 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前七時から午後十一時まで</p> <p>十三 変更日 平成二十八年十二月八日</p> <p>十四 届出日 平成二十八年十月二十七日</p> <p>十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十六 縦覧期間 平成二十八年十一月九日から平成二十九年三月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p>

十七  
縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号

郵便番号  
 113-0001